

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成14年8月6日

京都市長 梶本頼兼

1 届出者の氏名及び住所

クレンツ不動産開発株式会社

代表取締役 高尾 幸雄

兵庫県尼崎市南塚口町二丁目1番1-105号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ太秦店

京都市右京区太秦安井池田町18-4他13筆

(2) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 (年間2日午前9時, 年間30日午前9時30分) 閉店時刻 午後8時 (年間180日午後9時)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分(年間2日8時45分, 年間30日午前9時15分)から午後8時15分(年間180日午後9時15分)まで	午前8時45分から午後9時15分まで

(3) 変更する年月日

平成15年4月1日

(4) 変更に係る事項以外の届出事項

届出事項	届出内容
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	クレンツ不動産開発株式会社 代表取締役 高尾 幸雄 兵庫県尼崎市南塚口町二丁目1番1-105号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 清水 信次 東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号 株式会社55ステーション 代表取締役社長 平尾 茂一 東京都港区赤坂7丁目10-20 株式会社三城 代表取締役 加納 誠治 東京都中央区日本橋室町2丁目4番2号 株式会社ナイス 代表取締役 栗本 友和 大阪市淀川区新高1丁目7番29号 株式会社ツヅキ 代表取締役 都築 卓 千葉県柏市柏344-2
大規模店舗内の店舗面積の合計	7,496 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 366台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 339台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 面 積 122 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書の添付図面記載のとおり 容 量 27.8 m ³
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 3箇所 位 置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後9時まで

(添付図面は省略)

3 届出年月日

平成14年7月26日

4 縦覧場所、期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年8月6日(火)から同年12月6日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成14年12月6日（金）

（産業観光局商工部商業振興課）

